

平成30年12月21日  
リサイクル燃料貯蔵（株）

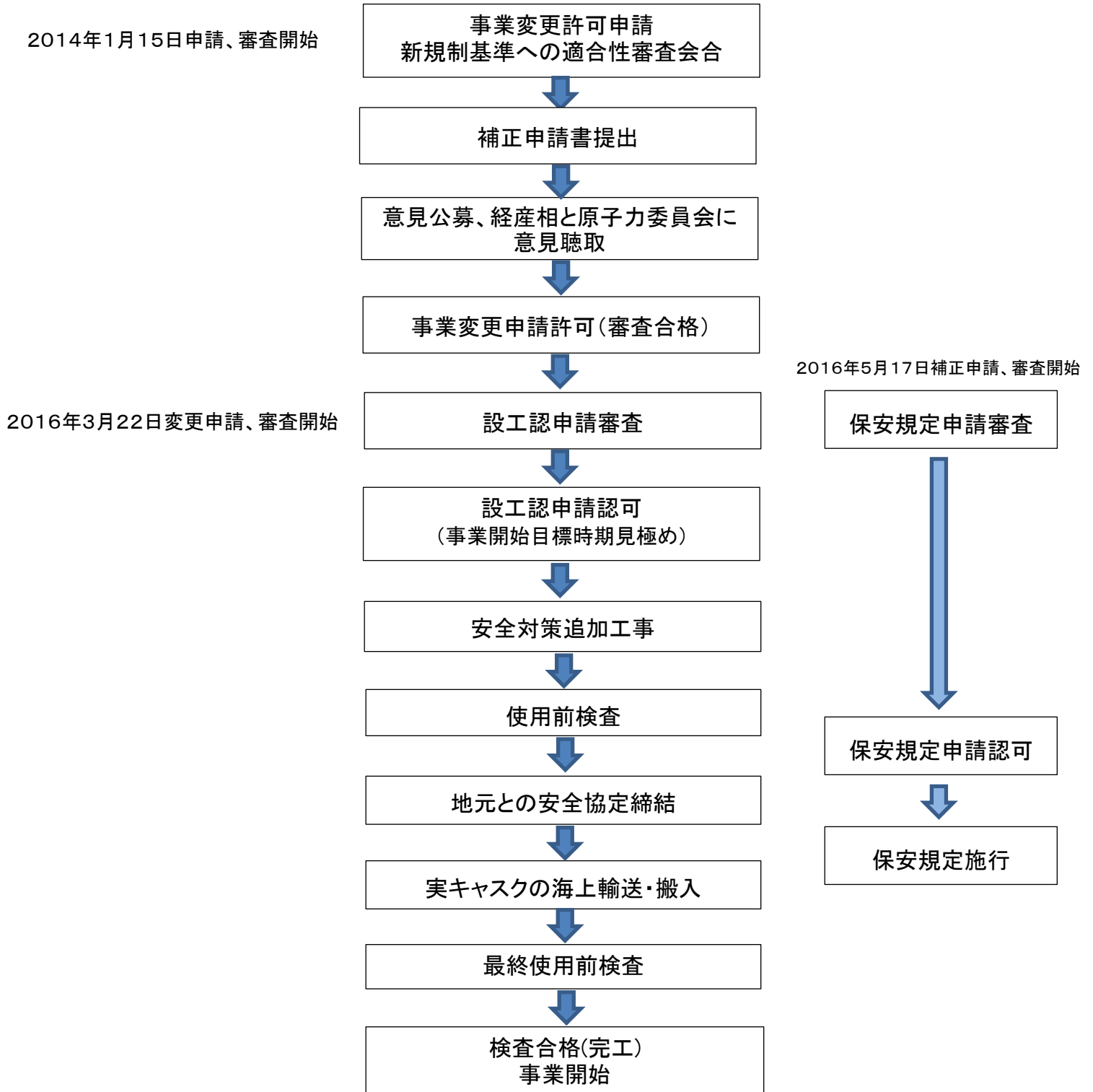
### リサイクル燃料備蓄センターの事業開始時期の見直しについて

- 事業開始には、「事業変更許可申請の新規制基準への適合性審査」、その後段規制となる「設工認（設計及び工事の方法の認可）の審査」、「保安規定の審査」があり、その上で「追加工事」、「使用前検査」、関係箇所との調整が必要な「キャスクの輸送・搬入と据付け後の最終使用前検査」等、多くのステップがある。
- これまで、全ステップの終了時期である最終使用前検査の合格を「事業開始時期」として、事業者としての目標時期を設定してきた。
- しかしながら、審査の期間は、安全性の確認を徹底して行う観点から、事業者の見込みを大幅に超える状況となっている。そうしたことも含めて事業開始時期の見直しを繰り返すこととなり、地域の皆さまの信頼を大きく損なうことになった。
- これらの反省から、現時点で「設工認の審査」、「追加工事」等に要する期間を正確に見通すことが難しい状況を踏まえ、まずは、設工認の審査終了を2019年度下期として全力で取り組むこととし、その上で事業開始の具体的な目標時期を見極める。
- 現時点では事業開始時期は2021年度と見込まれる。
- 弊社事業は、原子燃料サイクルの一翼を担うものであることを改めて認識し、地域に根差した事業者として、安全第一義に、しっかりと諸準備を進めて事業開始に向けてまい進してまいりたい。

以上

(参考)

### 事業開始までの流れ



2018年12月28日

むつ市役所 殿

リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料備蓄センターの事業開始時期の  
見直しについて（補足資料）

去る12月21日に事業開始時期の見直しについての報告をした際、宮下市長よりいただいたお言葉を斟酌し、下記の通り対応させていただきたいと考えております。

- 設工認の審査が完了した時点で、具体的な目標時期を見極め、可能な限り速やかに、達成可能な時期を検証可能な形でお示しする。
- その上で検証いただき、目標時期として確定することとしたい。

<補正申請する「工事計画」の記載>

「2019年度下期に追加工事の開始」と「2021年度 事業開始※」を明記  
※設計及び工事の方法の変更の認可を取得して追加工事を開始する時に、  
法第四十三条の七第二項に定める工事計画の変更の届出を行う。

- この記載は、事業開始年度を段階的に示すことを前提として申請するという意味合いであり、目標時期として確定するための工夫である。
- 事業変更許可、設工認認可をできるだけ早期かつ確実に取得できるよう全力で取り組むとともに、審査の進捗状況を定期的にご報告させていただく。
- 先日の市長のお言葉は、大変重いものとして真摯に受け止めている。我々は結果について会社として責任を持つことになる。1日も早く事業開始できるよう取組み、地元むつ市の事業者として、しっかりと責任を果たす所存。
- 以上を踏まえ、1日も早い審査の完了のためにも早期の補正申請についてご理解方よろしく願います。

以 上